

別紙

諮問第626号

答 申

1 審査会の結論

「広聴（苦情以外）処理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日〇時過ぎに、本件開示請求者が、同日〇時〇分頃に〇〇線電車内で発生した〇〇事件に関して、警視庁〇〇警察署の取調室内において、何らかの紙を破った行為が、〇〇罪に該当すると言われた件に関する一切の記録・資料等」の開示請求に対し、警視総監が平成29年10月3日付けで行った一部開示決定について、「処理結果」欄の非開示部分を開示するよう求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

開示請求者本人が「自己に関する情報を正確に把握する権利」は、処分庁の「事務処理の便宜」よりも優先されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、自己に関する情報を正確に把握する権利は、処分庁の事務処理の便宜よりも優先されるべきであると主張して、「処理結果」欄の非開示とした部分の開示を求めているので、当該部分を非開示とした理由について説明する。

「広聴事案の処理手続きに関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「通達」という。）により、警察署等で苦情の申出に係る事案以外の広聴事案（以下「苦情以外の広聴事案」という。）の申出を受理した場合は、取扱責任者に報告し、当該広聴事案の概要を「広聴（苦情以外）処理票」に記載しなければならないこととされている。

広聴（苦情以外）処理票の「処理結果」欄は、苦情以外の広聴事案に対する調査等の結果を当該広聴事案の申出者に対して通知した結果等を記載する欄である。

「処理結果」欄の非開示とした部分には、本件広聴事案の処理に関して、広聴処理担当者が評価し、又は判断した内容が記載されており、当該部分を開示することになると、今後、広聴処理担当者による「処理結果」欄の記載が形骸化し、その結果、取扱責任者による事案の正確な把握が困難になるなど、広聴事案等を処理する事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月26日	諮問
平成30年 9月10日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月18日	新規概要説明（第126回第三部会）
平成30年10月25日	審議（第127回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 苦情以外の広聴事案の処理手続について

広聴事案とは、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年5月31日東京都公安委員会規程第3号）2条2項において「苦情の申出に係る事案並びに警察活動に関する要望・意見の申出に係る事案及び警察活動に関するその他の申出に係る事案をいう。」と定められている。

そして、苦情以外の広聴事案の処理手続については、通達により、警察署等で苦情以外の広聴事案の申出を受理した場合は、取扱責任者に報告し、当該広聴事案の概要を「広聴（苦情以外）処理票」に記載しなければならない旨が定められている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人からの苦情以外の広聴事案の申出を受けて作成された広聴（苦情以外）処理票（受理番号〇号、平成28年〇月〇日受理）（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影は条例16条2号及び4号に該当し、「処理結果」欄の非開示とした部分は同条6号に該当するとして、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報のうち「処理結果」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報」という。）について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報の非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報を見分したところ、広聴（苦情以外）処理票の「処理結果」欄には、審査請求人からの苦情以外の広聴事案の申出を受けて、担当者が当該広聴事案を処理するに当たり調査・検討等を行い、その結果を審査請求人に通知したことなどが記載され、非開示とした部分には、当該広聴事案の処理について、当

該担当者から相談を受けた警視庁総務部広報課職員が評価・判断した内容が記載されている。

実施機関は、本件非開示情報を開示することになると、今後、当該担当者が開示された場合の影響を懸念したり、警視庁総務部広報課職員が正確な評価・判断を躊躇したりするなどして、「処理結果」欄の記載内容が当たり障りのないものへと形骸化し、その結果、取扱責任者による事案の正確な把握が困難になるなど、広聴事案等処理する事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明するところ、この説明は否定し難い。

したがって、本件非開示情報については、条例16条6号に該当することから非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、實金 敏明、山田 洋